

大河内一男先生還暦記念論文集刊行委員会編

『社会政策学の基本問題』

大河内一男先生還暦記念論文集第1集

有斐閣 昭和41年 401ページ

この書は、大河内一男先生還暦記念論文集3冊のうちの第1集（第2集『労働経済と労働運動』、第3集『古典経済学の伝統』）である。周知のように、大河内教授の研究領域は、「社会政策」、「社会調査による日本の労働問題の実証的研究」、および「経済学史の研究」の三つの分野にわたっているが、これらのうち、とりわけ社会政策の分野において、教授が社会政策の社会科学的理論の構築に永年心血をそそがれ、いわゆる「社会政策の経済理論」としての大河内理論なるものを打ち立てられたその功績については、いまさらここでとりたてて述べるまでもなからう。ところで、昭和24年に始まったかの社会政策本質論争は、この大河内理論に対する服部教授の、いわゆる「生産力説批判」に端を発してはなばなしく展開されたのであるが、この論争の過程において、「社会政策の本質」に関する理論的研究は著しく進展することとなったことも周知のごとくである。しかし、他方、大河内教授を中心とする「日本の労働問題」の具体的研究の動きとともに、この社会政策本質論争は、昭和27、28年頃にいたって停滞し、昭和29、30年にかけて、かの本質論争に対する反省と、社会政策研究の在り方に対する反省および労働問題の具体的研究の動きの中から、賃金労働者をめぐる諸問題を、いわゆる「政策学」から「労働経済学」の分野へ移し、「賃労働の理論」を正面から尋究することによって、あらためて労働問題を社会科学的研究しようとする試みが生じ、社会政策本質論争は中断されるに至った。しかしながら、今日、社会政策本質論争は、「最近装いを新たにして、再開の気運にある」とさえいわれている（本書はしがき）。こうした状況のなかで本書が刊行されたわけであるが、この書には社会政策の本質論争に関するものが10篇（他にその周辺問題を論じたもの5篇）収められている。もちろん、本質論争に関するものといっても、その取り上げ方は様々で、一見して不統一のごとくであるが、いずれにしても論争中断以来約10年を経た今日、ではどのように「装いを新たにして、再開の気運にある」のか、また、「本論文集自体が論争の新段階を示している」とさえい

われている（本書はしがき）が、一体どのような意味において新段階を示していると考えられるのか、今日の段階における社会政策研究者にとってきわめて興味ある問題をこの書は提示しているものといえることができる。

ところで、この第1集には、社会政策本質論争に関するものとして、戸塚秀夫稿「社会政策本質論争の一回顧——『社会政策論の再構成』のための前提——」、岸本英太郎稿「社会政策の政治経済学——『社会政策論の再構成』は果して必要か——」、西村馨通稿「社会政策の経済論とその革新的退化形態」、角田豊稿「社会政策の必然性と社会保障」、徳永重良稿「社会政策論の再検討——社会政策論の科学的展開のために——」、中西洋稿「『社会政策の経済理論』の遺したもの——国家論と政策論——」、兵藤釗稿「労働問題研究と主体制論」、隅谷三喜男稿「労働保護立法の理論——大河内理論再構成の一つの試み——」、氏原正治郎稿「社会政策論争余聞」、舟橋尚道稿「『労働法学と社会政策』再論」の10篇と、大河内理論に直接・間接に関連し、広い意味での生活問題に関するものとして、関谷耕一稿「戦時における国民生活研究」、籠山京稿「『緊急家計調査（都市）』とエンゲル線の享曲」、江口英一稿「貧困研究の視角」、鼓肇雄稿「マックス・ウェーバーの工業労働調査について」の4篇、労働組合に関するものとして、高梨昌稿「産業別労働組合の研究——大河内一男教授の『企業別組合論』をめぐって——」の1篇が収められているが、ここでは、筆者なりに興味をもった諸論文を取り上げて所見を若干述べることにしよう。

まず、戸塚論文は、社会政策論の再構成のための前提を論じている。氏は、まず、この結実の成否が、まさにかつての本質論争をどのように批判的に回顧し得るにかかっているとし、では一体どのような方法的反省が前提すべきかを、これまでの社会政策および労働問題分野での研究史を回顧して論述し、ついで、その方法的反省に基いて、研究の方向＝方法的視点を述べている。この両分野における戦後20年間の研究史は一応昭和30年をもって境界づけられるわけであるが、まず、前半10

年間の社会政策本質論争は、その当初において実践的問題意識なり、価値理念なりに導かれながらも、次第にそのことが論争者の意識から遠ざかり、社会政策の本質とその必然性如何という抽象的レベルへと昇華し、ついには「対話」の不在という事態にたち至り、ついに中断されざるを得なかった。ところで、この社会政策の一般的、抽象的規定をめぐる論争はよいとして、その場合、それが、本来その規定の真理性を検証すべき意味をもつ、社会政策現象の歴史的、実証的研究とどれほどの内的連関をもち得ていたかが反省されなければならない、と指摘される。また労働問題研究分野においても、かの支配的な社会政策本質論と不可分離の連関をもっていた「賃労働における封建性」論（いわゆる「型」理論）が、理論的、実証的に克服されていったのであるが、この過程における方法的反省に基いて、この場合の問題は、各資本主義経済社会に見出される個別的なものを、一般的な運動法則が特定の歴史的条件のもとで貫徹する場合にとる特殊的な形態をふまえたうえで、特殊をとおして一般と連関する個別として位置づけていくべきだ、と論述される。ところで、後半 10 年の研究史は、いわば本質論争の思弁的な呪縛からとき放たれるなかで、歴史的、実証的な研究がつみ重ねられてきたわけであるが、それは、いわば前半 10 年の研究史とネガティブな連関にあったのであり、したがって、このような社会政策の本質論と労働問題研究とがとり結んできたネガティブな連関をポジティブな連関に向けるためには、上述の方法的反省に基いて、「資本制経済社会における労使関係一般の原理的規定とその歴史的類型との連関を明らかにしていく観点にたつて、資本制経済の生成、発展、消滅の経過で生起している複雑で多様な労使関係の態様を整理していくことであり」、そのためには、労使関係一般の成立要件とその内的本質についての原理的規定を明らかにするだけでは充分でなく、「資本制経済の各歴史的段階において、資本・賃労働がいかなる実存形態をとっているかを明らかにし」、それにともなつて、「資本制的労使関係一般の内的本質がいかなる歴史的形態規定をうけて現象せざるをえないかを明らかにすることであり」、まさに、そのような「歴史的、実証的研究をふまえることによってのみ、資本制国家の労働政策と資本制労使関係との連関を積極的にときあかしていく展望が与えられる」と説かれ、従来の支配的な社会政策論は、経済学原論と国家論の癒着という理論的性格のゆえに、また階級的対抗関係の形態変化を歴史的、実証的研究をとおして体系的に把えていく観点の貧弱ゆえに（これらの批判を大河

内・岸本両教授の理論に共通するものとしてとり上げ行っている）、このような課題に積極的にこたえていくうえで重大な制約をもっていた、と指摘される。そして、従来のこのような欠陥を、氏はさらに歴史的素材としてイギリスの自由主義段階における労働政策の類型的特質を分析して論証し、さらにイギリスにおける労働政策と社会政策との理論的関連を示唆している。たしかに、氏のいわれるように、国家権力が資本制的労使関係に連関する仕方様式は、資本制経済の歴史的経過に即して変化しており、したがって、学としての政策論としては、本来、その形態変化の意味を理論的に検討していくことが重要な課題であることはいうまでもないが、しかし、この方向で展開される政策論は、氏も最後に述べられるように、「政策提案の学ではなく、政策批判の学」として構成されることになるであろう。

次に、徳永論文は、社会政策論の科学的展開を次のように行うべきだと強く主張する。すなわち、社会政策論は、かの「残虐立法」からでもなく、19 世紀中葉の「労働保護立法」=工場法体系からでもなく、19 世紀末、ドイツにおいて最初に実施された社会保険制度を中核とするいわゆる「解放立法」をもって展開するべきであつて、それ以前の諸制度は、社会政策の前史として位置づけられよう、と。このように氏が導き出されたのは、工場法体系と 19 世紀末以降に展開された社会保険制度の実現契機は、政策の意図もそれぞれまったく異質のものであつて、同一性格のものとして論ずるのは正しくないという認識、社会政策の必然性を論ずる場合、階級闘争一般をそれに対置するのでは適切でなく、社会主義運動が労働運動に影響を与え、一定の政治的な地位を獲得したという事実こそ対置するべきという認識、さらに、社会政策論は、経済学原理論と異り、とりわけ国家からの働きかけの行われる次元の問題を取り扱うのであるという認識などに基いて、氏の社会政策本質規定が次のごとくなされているからにはほかならない。すなわち、「社会政策は、資本主義社会の根本的矛盾を揚棄するのではなく、むしろ資本、賃労働関係を前提としたうえで、そこから発生する諸々の弊害、いわゆる『社会問題』を緩和・是正し、それによって社会主義運動の発展に対抗しようとする国家の政策」である、と。さらに氏は、社会政策が実際いかなる具体的内容、形態をとるかは、結局のところ当該資本主義国の発展の特質——とりわけ資本蓄積の程度や労働者状態、階級構成、労働運動の発達程度など——やその時点における労資の力関係、その他の諸条件によって左右され、こうした問題は実態にそく

して具体的に検討する必要がある、とされている。この論稿は、隣接社会科学との共同研究と実証的研究の成果のうえに構築されるべきとされる、社会政策のいわば「社会・政治理論」としての展開の基本的視点を明らかにされているものといえるが、これに対する理論的（および方法論的）構想は明らかにされていない。氏の場合、上述のごとく決定された本質規定に基いて、社会政策の現象形態の具体的検討（機能的、構造的分析を含めて）、いわばその検証が今後の問題とされているようであるが、しかし、依然として社会政策本質規定が理論的問題として残るのである。

同じように、隅谷論文も社会政策の再構成を積極的に主張されているが、氏は、一応大河内理論の出発点を氏の出発点とし、その論理において不十分な点（労働力と労働者との関係把握）を再検討され、「労働力と労働者との、換言すれば、資本の理論と賃労働の理論との統一把握」の視点から、歴史的、実証的研究を通じて社会政策論（大河内理論）を再構成しようとする試みを示唆されている。したがって、隅谷論文は、まず氏が大河内理論の出発点とされる「労働保護立法の理論に就て」に立ち返って、大河内教授のいわゆる「思いつき」の論理構造を採ろうとされる。この試みは、中西論文の場合とまったく同じであるが、その探求の意図および方法は両者においてまったく対象的である。

中西論文は、その前半を、「大河内教授の社会政策論の方法を、いわばそのあるべき姿において、論理的に『無矛盾の』な形で理解し、その主観的意図と客観的意義とを究明すること」にあて、後半において、「教授の社会政策論が遺した限界の理解にかかわるものとして」、「3つの論理的混乱」を指摘、論述し、最後に、「むすび」として「国家論と政策論」の方法的試論を行っている。まず、前半において、批判の対象となった大河内教授の「思いつき」を取り上げ、その論理構造を究明しなければならぬとし、大河内理論の研究手法としてまったく正統的な本来的に密接なかわりをもつ二つのもの（（1）「概念構成を通じて見たる社会政策の変遷」＜昭6・7＞→『独逸社会政策思想史』＜昭11＞→『社会政策の形而上学』＜昭12＞の学説批判としての流れと、（2）「労働保護立法の理論に就て」＜昭8＞→「マルクス主義と社会政策」＜昭22＞→『社会政策』総論・各論＜昭24・25＞の自説展開としての流れ）を統一して理解しようとせず、もっぱら後者のみをとりあげて、その「思いつき」を批評しようと考えたところに、「論争」の根本的な安易さがあった、と指摘しつつ、大河内理論の形成

過程とその論理構造を克明にかつ整然と分析されている。しかし、このような指摘はまさに安易であろう（なるほど服部教授の大河内理論批判はそのような指摘を受けざるを得ないような批判の形となってあらわれてきたが——また、それはそれだけの理由があったことも周知のごとくである）。それでは論争のみにとらわれて、かの社会政策本質論争の内容を、またその基底にあるべきものを無視したことになる。その理由は大筋だけかいつまんでいうと、こうである。教授が、社会政策論の理論構成において、唯物史観を基底にして、マックス・ウェーバーにおける政策学の方法論とマルクスの資本論にその理論構成の源泉をもたれておられたこと、また、その場合、教授がウェーバーの認識論的見地、いわゆる「没価値性」論を批判、克服するために、唯物史観に基いて、いわば「時代の宿命」となっている資本制社会における経済的価値の優位性、基底性を主張し、資本論に依拠して、いわば「形式」にその「内容」をもち込まれたことも本質論争の過程においてよく理解されていた（例えば平田富太郎著『社会政策論研究』などを見よ）。にもかかわらず、論争が単なる論争のための論争に終始した感じがいなくなかったのは、「論争」が次のようなプロセスをたどっていったからではないかと筆者には考えられるからである。まず第1に、社会政策学の方法論（大河内教授のそれを含めて）について吟味され、検討されることがついになかったこと、つぎに、教授の社会政策学の方法論において、政策学の形式論理性を尊重するあまり（それゆえに、大河内理論は一貫性を有し、その理論の正当性を誇っているのだが）、その論理形式にもり込む経済的価値理念を、より客観的に、より社会的普遍的にとらえようとされ（まさにそれゆえに外延はとてつもなく広げられた）、かくして、「労働力の保全・培養」「労働力の再生産」という経済社会にとっての経済的に必然的な要請に結びつけ、かくて社会政策を一貫して「経済的必然性」の視角から理解されたこと（それゆえに社会政策＝労働力政策＝経済政策とならざるを得なかった）、したがって、中西論文で論述されているように、教授にとっては「総資本の労働力保全」という「思いつき」がどうしても必要であった（中西氏が「マルクスがせいぜい総資本の“合理性”を問題としたに止まる世界の中に、大河内教授が総資本の『悟性』を発見したということは、なんと大きな跳躍であることか、／＼」と指摘されるのもけだし当然であろう）。こうして教授はその「周到なる理論構造」を完成されたのであるが、かの「論争」は、まさにこの「思いつき」である「総資本の労働力保全」と

いう、まさにこの認識をめぐって行われ、この追求は、さらに社会政策のいわゆる経済的必然性、社会的必然性、および政治的必然性の論議に向わざるを得なくなった（氏原論文で指摘されているように、「社会政策の本質にかかわる論争が想われざる結果として資本主義の本質論であった」＜本書 246 頁＞）のである。さて、中西論文の後半の最後において、大河内理論ではついに展開されず、また社会政策本質論争においても十分議論とならなかった「国家論」に対して、氏は、政策学の 2 段規定の方法論を援用しての野心的な試論を行い、「マルクスが国家の研究からはじめて『経済学』にゆきつかねばならなかったのに対し、われわれは、『経済学』からはじめて『国家』論を核とする『社会科学』に進まねばならない」と提唱されている。

兵藤論文は、歴史過程が単なる自然史的過程ではなくつねに人間的实践に媒介されたものである以上、同時に社会科学の論理体系がその否定を媒介とする人間的实践の成立契機を内在せしめているものでなければならない、というかかる社会科学の基本的視点のもとに、「労働問題研究と主体性論」を論述されていることは注目に値しよう。しかし、この論稿においてはその具体的研究構

想が明らかにされていない。今後の成果を期待したい。

以上のごとき社会政策論再構成の積極論に対し、岸本論文は、社会政策論争は昭和 26 年で一応終結したという見解に立って、隅谷説、氏原説の批判を展開されているが、西村論文は、岸本教授の所説を批判しつつ、大河内理論の評価を手ぎわよく行っている。最後に、氏原論文において、氏が「経済の優位を説くことは、社会政策グループが今日なお恐怖の目をもってみているように、国家そのものを否定し、正義、公平、平等などの道義を否定することでもない。こうした諸概念に新しい内容を盛り込み、その間の秩序をたてなおすことである」（本書 245 頁）と述べられていることにも注意を払う必要がある。

以上みてきたように、戸塚論文は、政策批判の学としての政策学研究の方向を方法論的に示唆されたものとしてきわめて注目すべきである。徳永、隅谷、中西、兵藤諸論文は、それぞれ分析の基本的視点を異にしているとはいえ、経済・社会理論ないしは政治理論的アプローチを強調しているが、この場合における研究の具体的構想にあたっての方法論的討議は依然として残されているものといえよう。（古賀比呂志 早稲田大学講師）

社会政策学会年報第 13 集

『社会保障と最低賃金制』

この年報の第 1 部は 1965 年の同学会第 31 回大会の共通論題の主論者の中から論争をまき起した 2 氏を選んで報告をまとめてそれぞれに論争相手方のコメントをつけたものである。第 2 部は同学会 30 回大会の共通論題であった最低賃金制について 3 氏の論文を集録している。

序説においては第 1 部社会保障と第 2 部最低賃金との相互関係についての 2 論文にコメントをつけたものである。

最低賃金制については 1956 年同学会第 13 回大会の共通論題の報告をまとめた同学会報第 5 集最低賃金制があるが、学会として社会保障を共通論題としてとりあげたのは今回がはじめてであるが、両者とも今日の社会的要請にこたえるものといえる。

1 部、2 部、序説と 10 氏の論文を読んでとらえた論点を要約して紹介してみたい。

1. 第 1 部の社会保障では、はじめに与田証氏が“社会保障・社会政策・社会事業”と題して社会政策と社会事業の相違、社会政策としての社会保険、社会保障の歴史的性格の 3 点について大河内・孝橋批判をのべている（これについては同氏がすでに『社会保障』＜1960 年 2 月、ミネルヴァ書房＞で展開している）。

その論旨は、社会政策と社会事業の相違をその対象の差異に求める大河内理論では社会保険としての老廃年金の説明ができないこと。大河内理論の批判者としてあらわれた孝橋正一氏は両者の相違を対象にではなく対象の抱く課題そのものに求め、社会問題（労働問題）＝社会